

ファクトリーブランド育成事業
補助金交付要綱

令和 8 年 4 月
新潟県産業労働部

目 次

第1条 (趣旨)	1
第2条 (交付基準)	1
第3条 (交付の条件)	1
第4条 (交付申請書)	2
第5条 (交付決定における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の取扱い)	2
第6条 (交付の決定)	3
第7条 (変更の承認申請)	3
第8条 (事業の中止又は廃止の承認申請)	3
第9条 (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)	3
第10条 (申請の取下げ)	3
第11条 (状況報告)	3
第12条 (実績報告書)	3
第13条 (補助金の概算払)	4
第14条 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定 に伴う補助金の返還)	4
第15条 (取得財産の処分の制限)	4
第16条 (事業化の状況報告)	4
別記 交付基準	5
別記様式	
第1号様式	7
第2号様式	13
第3号様式	14
第4号様式	15
第5号様式	16
第6号様式	17
第7号様式	19
第8号様式	24
第9号様式	25
第10号様式	26
第11号様式	27

ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、企業間取引中心の他律的な経営から、消費者に直接訴求、販売する経営に転換し、県内産地企業の継続的な付加価値向上に繋げていくため、外部の専門人材や異業種との連携等を契機とするファクトリーブランドの立ち上げ等に必要ブランド戦略の立案から商品開発・販路開拓までの一体的な取組（以下「補助事業」という。）等に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

なお、本事業における地場産業とは新潟県の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であり、補助対象事業はこれらの中小企業群が概ね県内で生産、加工する鉱工業品に係るものとする。

(交付基準)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。

ただし、別記に定める補助対象者となる事業者（4者以上の事業者で構成される補助事業者においては構成する全ての事業者）及び事業計画に参加する事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む）から補助金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

- (3) 事業の内容の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 補助事業完了後2年間は、事業化の状況などを報告しなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 補助の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の申請書を、知事に提出すること。

また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の補助金の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第5条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについて

は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、補助金交付の可否及び補助金の額を決定のうえ、速やかに申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、第3条第2号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出すること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業者は、第3条第4号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出すること。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第3条第5号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第6号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業が完了したとき又は第3条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払で交付するものとする。
2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第8号様式を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第15条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示第360号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第10号様式を知事に提出しなければならない。

(事業化の状況報告)

第16条 第3条第11号の規定による事業化の状況報告は、別記第11号様式のとおりとし、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後の6ヶ月経過毎に2年間、それぞれの期日から20日以内に知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記 交付基準

【補助対象者】

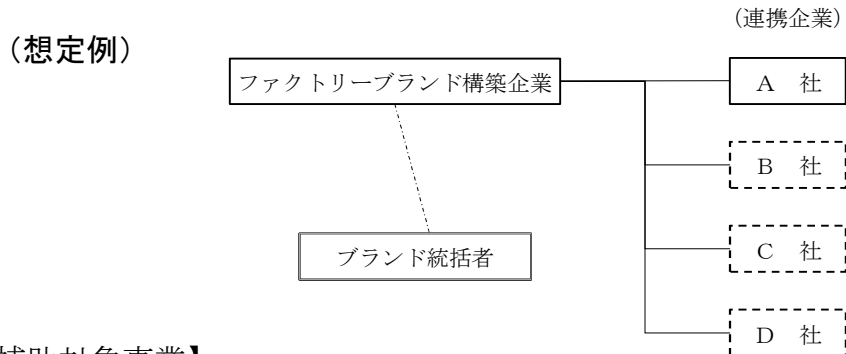
新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う中小企業者※₁及びブランド統括者※₂で構成される3者以上の企業グループ※₃

※₁ 中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定するものをいう。

※₂ 「ブランド統括者」とは、ブランド戦略の立案から商品開発・販路開拓までの一体的な取組を行うため、ブランドコンセプトや販売戦略の企画立案を行うなど、ファクトリーブランド全体を統括する者をいう。

なお、ブランド統括者には、デザイナーや企業ブランディングの実績のある企業のほか、小売業（セレクトショップ等）や卸売業、広告業などの異業種を想定するが、上記趣旨に合致すれば業種は問わない。

※₃ 3者以上の例として、ファクトリーブランド構築企業、ブランド統括者、ブランドのコンセプトにあった連携企業などがある。



【補助対象事業】

ファクトリーブランド構築企業が、外部の専門人材等をブランド戦略構築の統括者に据え、ブランドのコンセプトや販売戦略等を企画立案した上で、産地内企業や異業種企業と連携しながら、付加価値の高い製品の開発や、消費者へ直接販売する体制の整備、新たな販売手法の導入などを一体的に取り組むことで、企業の継続的な利益率の向上に資する取組

◆ 事業要件

上記取組に当たっては、ファクトリーブランド構築企業における自社販売体制の整備※₄を必須とする。

※₄ 自社ECサイトの整備など、ファクトリーブランドの商品を直接消費者に販売する体制の構築

(取組の例示)

- ・ファクトリーブランド構築企業の製品に、複数企業の素材やデザイン、技術等を組み合わせるなど、付加価値を向上させた商品の開発、直接消費者に訴求できるホームページサイトの構築、ECサイトの整備、SNS広告による販路開拓等を一体的に行う取組など

(企業グループ例示)

- ・ファクトリーブランド構築企業：ペット用品製造業者
- ・ブランド統括者：デザイナー
- ・連携企業：首輪に使用する組紐やデニム生地の開発

【補助率・補助限度額】

補助率：1／2以内 補助限度額：1件当たり3,000千円

【補助対象経費（共通）】

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザー等への謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザー等の費用弁償旅費
会場借上料	会場賃借料等
会場整備費	会場設営、装飾費、関連委託料等
通信運搬費	運送料、発送料等
印刷製本費	ポスター、新商品パンフレット等広告宣伝用を含む印刷費等
試作・改良費	新製品等の開発に係る経費
委託費	自社ホームページやEC等のシステム経費等
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品(5万円を超えるものは補助対象外)
設備・備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること

注 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費を除く。

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

2 補助事業の内容及び補助対象経費の区分

別紙1 ファクトリーブランド育成事業実施計画書のとおり

3 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 その他

要綱第2条には該当いたしません。

要綱第3条第1号には抵触いたしません。

[注意事項]

- ・暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は申請できません。（要綱第2条）
- ・本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象とはなりません。（要綱第3条第1号）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業実施計画書

1 事業計画

申請者 代表者役職・氏名 (担当者連絡先)	申請者：○○○○○○○○○ 代表者： 担当者氏名：○○課 ○ ○ ○ ○ TEL:025-000-0000、FAX:025-000-0000 Eメール：
事業名	「 _____ 」
事業の背景 及び 事業の目的	[産地の状況や課題、背景等を踏まえ、本事業で達成したいことを目的とし記入] ●背景 ●目的
事業の概要	[事業の具体的な取組、計画の実現性、新規性、市場性、参加事業者の役割分担、目的を達成するための工夫、スキーム図等を記入] ●事業の概要 ●参加事業者の役割 ・ ・ ・
ブランド 統括の概要	[ブランド統括の概要、戦略を記入] ●ブランド統括者：○ ○ ○ ○ ●企業のブランド戦略 [自社販売体制の内容も記載すること]
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

<p>事業実施により期待される効果</p>	<p>[本事業によって、どのような（どの程度の）効果が期待されるかを記入 ※産地への波及効果については必須]</p> <p>●期待される効果 ・ ・</p> <p>●産地への波及効果 ・ ・</p>																																			
<p>過去3年間の補助事業の利用実績</p>	<p>[過去3年間に、同様の事業において新潟県知事から補助金の交付決定を受けた場合は、採択事業ごとに記入]</p> <table border="1" data-bbox="464 589 1406 864"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度は、平成30年度であれば「H30」、令和2年度であれば「R2」と記入</p> <p>●過去の採択事業での反省点及び過去の採択事業との違いについて ・ ・</p>	年度	事業名	概要																																
年度	事業名	概要																																		
<p>効果測定のために設定する目標値 ※売上高及び企業の利益率は必須とし、その他の項目は、実施事業の内容及び期待される効果に応じた定量的・定性的指標を適宜設定してください。</p>	<table border="1" data-bbox="459 1066 1409 1447"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>現状</th> <th>事業完了時</th> <th>1年後目標</th> <th>2年後目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の売上高(千円)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>企業の利益率(%)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>売上に占める自社ブランドの割合(%)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>既存製品の平均利益率(%)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>自社ブランド製品の平均利益率(%)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	目標値	現状	事業完了時	1年後目標	2年後目標	企業の売上高(千円)					企業の利益率(%)					売上に占める自社ブランドの割合(%)					既存製品の平均利益率(%)					自社ブランド製品の平均利益率(%)					その他()				
目標値	現状	事業完了時	1年後目標	2年後目標																																
企業の売上高(千円)																																				
企業の利益率(%)																																				
売上に占める自社ブランドの割合(%)																																				
既存製品の平均利益率(%)																																				
自社ブランド製品の平均利益率(%)																																				
その他()																																				
<p>国又は新潟県(公益財団法人にいがた産業創造機構含む)への補助金申請状況 (要綱第3条第1号関係)</p>	<p>本事業計画提出時に、同一内容の事業について、国又は新潟県(公益財団法人にいがた産業創造機構含む)に対し補助金申請している場合は、補助金名等を記入すること。</p> <p>①国 ②新潟県(公益財団法人にいがた産業創造機構含む。)</p> <table border="1" data-bbox="512 1673 1353 1852"> <thead> <tr> <th> </th> <th>補助金名</th> <th>補助事業の概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>該当がない場合は、各欄に斜線を記入すること。 備考欄には、採択予定年月と、補助金申請の優先順位を記載すること。</p>		補助金名	補助事業の概要	備考	①				②																										
	補助金名	補助事業の概要	備考																																	
①																																				
②																																				

※必要に応じ、別紙で説明すること。

- (注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えない。
2 必要に応じて参考となる書類を別紙で添付すること。

2 事業費

(1) 補助金申請額等

(単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B)	補助金申請額(C)	事業者負担等(D) =(A-C)

(2) 補助対象経費の明細

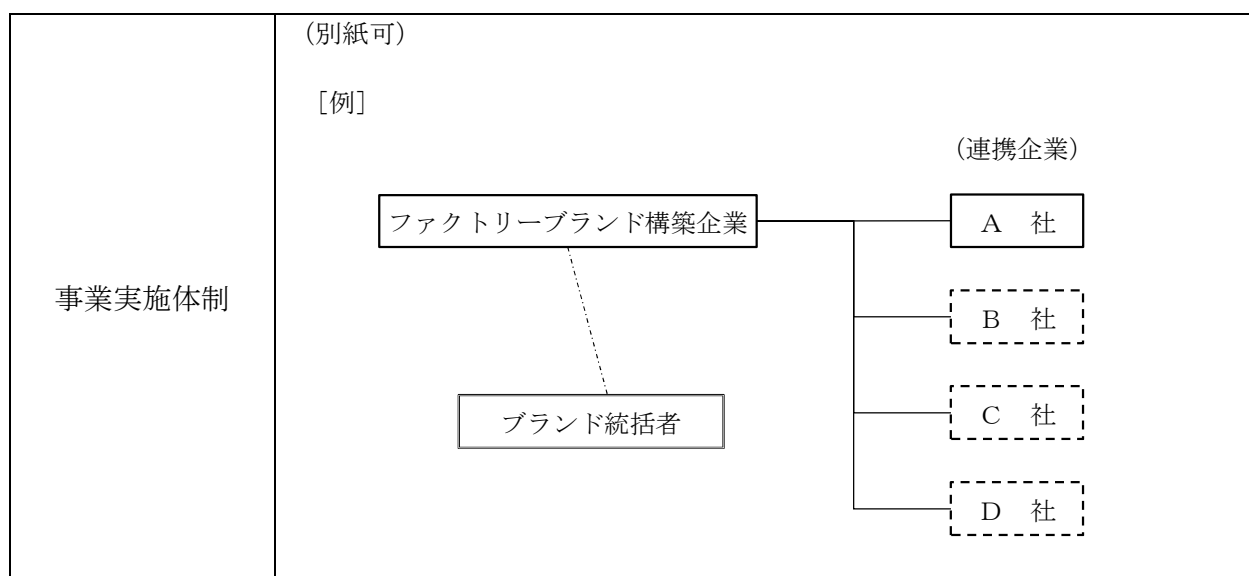
(単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B)	積算明細	補助金交付申請額(C) =(B)×1/2 以内	備 考
謝 金				
旅 費				
会場借上費				
会場整備費				
通信運搬費				
印刷製本費				
試作・改良費				
委託費				
消耗品費				
設備・備品借上料				
そ の 他				
合 計				

※別途、積算内訳や見積書等を添付すること。

3 参加事業者及び実施体制

No	事業者名	本社所在地 (市町村名)	業種	従業員数 (人)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				



別記第2号様式

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号 にて交付決定を受けた標記補助金について下記のとおり変更交付を受けたいので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助対象経費及び補助金交付申請額
(変更前)

(1) 補助対象経費 _____ 円
(2) 交付決定通知額 _____ 円

(変更申請額)
_____ 円
_____ 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

※ 別記第1号様式 別紙1 2事業費の表を修正して添付すること。また、必要に応じて、同様式 別紙1 3参加事業者及び実施体制を修正して添付すること。

別記第3号様式

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金 内 容
経費区分 の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を下記のとおり変更したいので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 必要に応じて、別記第1号様式 別紙1 1 事業計画書を修正して添付すること。

3 経費区分

※ 別記第1号様式 別紙1 2 事業費の表を修正して添付すること。

別記第4号様式

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号 にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業について、下記のとおり事故があったので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の遂行状況について、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定通知額 円

3 遂行状況

(1) 事業内容

(2) 開始期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(3) 補助事業経費の見込み 円

(4) 補助金額の見込み 円

(5) 事業効果の見込み

事業効果	目標値	現状(月 日)	年度末見込	1年後見込
企業の売上高(千円)				
企業の利益率(%)				
売上に占める自社ブランドの割合(%)				
既存製品の平均利益率(%)				
自社ブランド製品の平均利益率(%)				
その他()				

※上記実績の定量・定性的分析及びその他個々の参加企業における特筆すべき事項

[例]直接販売等の見込みを記載してください。

EC等の直接販売により、年度末の売上高は〇億円、1年後の売上高は〇億円の見込みで当初の目標をクリアしている。
 企業の利益率も年度末の〇%から〇年後は〇%に改善しており、目標をクリアしている
 今後も成長が見込まれる〇〇分野の展示会やSNS広告等により、今後の〇億円の売上アップが期待される。

※事業効果には、申請書に添付の事業計画書で設定した目標を記載のこと。
 また、必要に応じて行を追加してください。
 年度末見込、次年度末見込等は、その根拠を提出すること。
 その他、具体的な遂行状況の説明が必要な場合は、任意様式により提出すること。

4 補助事業に伴う事業費執行の見込み

(1) 補助金交付決定通知時

(単位:円)

総事業費(A)	補助対象経費(B)	補助金交付決定(C)	事業者負担等(D) =(A-C)

(2) 補助対象経費の見込み

(単位:円)

経費区分	交付決定通知時 補助対象経費額(B)	実績報告時見込み 補助対象経費額(E)	備 考
合 計			

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
- 2 事業実績
別紙2 ファクトリーブランド育成事業補助金実績報告書のとおり
- 3 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

4 振込先

金融機関名		口座種別 1 当座 2 普通
支店名		
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

<p>成果及び目標 に対する実績</p> <p>※成果及び目標は、交付申請書に添付した別紙1事業計画書に記載の目標と同じものとし、その他特筆すべき定性的な効果があれば、適宜記載してください。</p>	<p>[事業実績の概要、報告書等についても添付]</p> <p>○成果</p> <p>※ 利益率の高い経営体制へ転換することができた、など</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="469 495 1398 875"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画書目標</th> <th>事業実績</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の売上高(千円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業の利益率(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上に占める自社ブランドの割合(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存製品の平均利益率(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自社ブランド製品の平均利益率(%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他特筆すべき効果</p>		計画書目標	事業実績	達成率	企業の売上高(千円)				企業の利益率(%)				売上に占める自社ブランドの割合(%)				既存製品の平均利益率(%)				自社ブランド製品の平均利益率(%)				その他()			
	計画書目標	事業実績	達成率																										
企業の売上高(千円)																													
企業の利益率(%)																													
売上に占める自社ブランドの割合(%)																													
既存製品の平均利益率(%)																													
自社ブランド製品の平均利益率(%)																													
その他()																													
<p>実施結果の分析 及び課題</p>	<p>[上記の目標と実績に関して、事業概要からの分析結果及び課題等を記入]</p> <p>○分析</p> <p>○課題</p>																												
<p>今後の取組計画</p>	<p>[実施結果の分析、課題等を踏まえて記入すること]</p>																												

(注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えないこと。
2 必要に応じて参考となる書類（契約書、請求書、支出伝票、写真、パンフレット等の印刷物、アドバイザー活動状況等を別紙で添付すること。

2 事業費

(1) 補助金申請額等

(単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B)	控除額(C)	補助金額(D)	事業者負担等(E) = (A-D)

(2) 補助対象経費の明細

(単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B)	積算明細	補助金所要額(D) = (B) × 1/2 以内	備 考
謝 金				
旅 費				
会場借上費				
会場整備費				
通信運搬費				
印刷製本費				
試作・改良費				
委託費				
消耗品費				
設備・備品借上料				
そ の 他				
合 計				

※別途、支払証拠書類等を添付すること。

3 参加事業者ごとの実績

(例)

No	事業者名	売上高	契約件数	見積書作成依頼	取組内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注 項目は、実績報告として適切な項目名としても差し支えない。
定量的な集計が困難な場合は、参加企業のコメントとすること。

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金について、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金概算払請求額 金 円

内訳

補助金交付決定額 金 円
 今回概算払請求額 金 円
 残 額 金 円

振込先

金融機関名		口座種別 1 当座 2 普通
支店名		
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

(注) 今回請求額の算定根拠を示した事業毎の明細書を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金に係る
補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第15条の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名 (名称及び代表者の氏名)

令和 年度 ファクトリーブランド育成事業補助金に係る事業化状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る令和 年
月末の事業化状況について、ファクトリーブランド育成事業補助金交付要綱第16条の
規定により下記のとおり報告します。

記

事業名 :

補助金確定額 : _____ 円

事業計画書の目標

目標	事業完了時 目標 (R○. 3月末)	1年後 目標 (R△. 3月末)	2年後 目標 (R□. 3月末)
企業の売上高(千円)			
企業の利益率(%)			
売上に占める自社ブランドの割合(%)			
既存製品の平均利益率(%)			
自社ブランド製品の平均利益率(%)			
その他 ()			

事業化状況

実績	交付申請時 (事業開始時)	R〇. 3月末	R〇. 9月末	R△. 3月末	R△. 9月末	R□. 3月末
企業の売上高(千円)						
企業の利益率 (%)						
売上に占める自社ブランドの割合 (%)						
既存製品の平均利益率 (%)						
自社ブランド製品の平均利益率 (%)						
その他 ()						
<p>●事業活動の継続状況</p> <p>●売上高等の事業化状況に関する分析</p> <p>●今後の予定</p>						